

防府市青年等就農計画認定審査委員会設置要領

平成24年4月1日制定

第1 設置

新たに農業経営を営もうとする青年等が、「防府市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」（以下「基本構想」という。）に示された農業経営の目標に向けて農業経営の基礎を確立しようとする青年等就農計画について認定を行うため、防府市青年等就農計画認定実施要領の第5の1に基づき防府市青年等就農計画認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

審査委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青年等就農計画の審査に関すること。
- (2) その他青年等就農計画認定に当たって必要な事項に関すること。

第3 認定基準

青年等就農計画の認定は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、具体的な認定基準は別紙様式第1号～第3号に掲げるとおりとする。

- (1) 青年等就農計画が基本構想に照らして適切なものであること。
- (2) その計画が達成される見込が確実であること。
- (3) 実施要領第2の(2)に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能が青年等就農計画の有効期間終了時における農業経営に関する目標を達成するために適切なものであること。

第4 組織体制

- 1 審査委員会は、委員長、委員をもって組織する。
- 2 委員長は、防府市農林水産振興課長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) (公財)やまぐち農林振興公社担い手支援課長
 - (2) 山口県山口農林水産事務所担い手支援課長
 - (3) 山口県農業協同組合防府とくち統括本部指導販売課担当課長

(4) 防府市農業委員会事務局長

(5) 山口県山口農林水産事務所畜産振興課長

第5 会議

- 1 審査委員会の会議（以下「認定会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 認定会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 簡易な青年等就農計画の変更については、書面を送付し賛否を求め、審査委員会の開催に代えることができるものとする。

第6 庶務

審査委員会の庶務は、防府市農林水産振興課において処理する。

第7 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。